



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

694	公文書開示の実施状況の公表	(総務学事課).....	1
695	個人情報保護条例の運用状況の公表	( " ).....	2
696	随意契約の相手方の決定	(情報政策課).....	2
697	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(長寿社会課).....	3
698	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
699	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	4
700	紀の川土地改良区連合の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
701	木材業者等の登録	(林業振興課).....	5
702	木材業者等の登録の変更	( " ).....	6
703	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
704	"	( " ).....	6
705	道路の供用開始	( " ).....	7
706	海南都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課).....	7
707	洪水予報を行う河川の指定	(河川課).....	7
708	"	( " ).....	8
709	"	( " ).....	8
710	"	( " ).....	9
711	浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表	( " ).....	9

### ○ 教育委員会告示

3	和歌山県指定文化財の指定	.....	9
4	昭和53年和歌山県教育委員会告示第9号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正	.....	10

### ○ 選挙管理委員会告示

*57	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	.....	11
*58	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	.....	11

## 告 示

### 和歌山県告示第694号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、平成24年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等			
	開 示			存否応答

	全部	部分	計	非開示	不存在	拒否	取下げ
5,123	3,529	1,355	4,884	62	131	18	28

## 2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ
	全部	部分	計				
359	340	14	354	0	5	0	0

## 3 開示・非開示決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部容認	一部容認	棄却	却下	取下げ	審査中
3 (25)	0	0	0	0	2	1 (25)

( )の数字は、平成23年度の不服申立てであって、平成24年度まで審査が及んだもの

## 和歌山県告示第695号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、平成24年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 個人情報取扱事務の件数

2,041件

## 2 保有個人情報の請求及び決定件数等

## (1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数 等						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ
	全部	部分	計				
206	131	50	181	0	25	0	0

## (2) 訂正・利用停止

訂正請求の 件数	決定件数等				利用停止 請求の件数	決定件数等			
	訂 正			非訂正		利 用 停 止			非利用 停止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 3 簡易開示の件数

3,001件

## 4 開示・非開示決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部容認	一部容認	棄却	却下	取下げ	審査中
0 (3)	0	0	0	0	0	0 (3)

( )の数字は、平成23年度の不服申立てであって、平成24年度まで審査が及んだもの

## 和歌山県告示第696号

和歌山県電子計算機の賃貸借等契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権の設定 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
415,485,000円（うち消費税及び地方消費税の額19,785,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

**和歌山県告示第697号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
30100004 5	特別養護老人ホーム古座川園	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	口腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	平成 25.2.1
30100004 6	特別養護老人ホーム友愛苑	伊都郡九度山町大字河根807番地の64	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人萩原会	伊都郡九度山町大字河根807番地の64	平成 25.2.1
30100004 7	特別養護老人ホーム国城寮	橋本市隅田町河瀬905-2	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 (チューブの接続及び注入開始を除く。)	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	橋本市隅田町河瀬907	平成 25.3.1
30100004 8	特別養護老人ホーム黒潮園	新宮市三輪崎2471番地の1	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 (チューブの接続及び注	社会福祉法人黒潮園	新宮市三輪崎2471番地の1	平成 25.3.1

			入開始を除く。)			
301000049	特別養護老人ホーム百々千園	西牟婁郡白浜町中1652番地	口腔内の喀痰吸引胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	紀南地方老人福祉施設組合	西牟婁郡白浜町中1652番地	平成25.3.1
301000050	特別養護老人ホーム百々千園(短期入所生活介護)	西牟婁郡白浜町中1652番地	口腔内の喀痰吸引胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	紀南地方老人福祉施設組合	西牟婁郡白浜町中1652番地	平成25.5.1
301000051	介護老人福祉施設広川苑	有田郡広川町和田18	口腔内の喀痰吸引胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434-2	平成25.5.1
301000052	デイサービスセンター広川苑	有田郡広川町和田18	口腔内の喀痰吸引胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434-2	平成25.5.1
301000053	ケアハウスヘリオス	有田郡広川町和田18	口腔内の喀痰吸引胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434-2	平成25.5.1
301000054	グループホーム向日葵倶楽部	有田郡広川町南金屋662-1	口腔内の喀痰吸引胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434-2	平成25.5.1

和歌山県告示第698号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3052400144	つばさ	西牟婁郡白浜町1068番地2	児童発達支援	特定非営利活動法人ころん	西牟婁郡上富田町岩田356番地の2	平成25.5.1	平成31.4.30

和歌山県告示第699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
こうしん堂	和歌山市太田一丁目13-8 エヌ・アイ・シービル1F	中尾行宏	平成25.6.1

## 和歌山県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成25年5月14日退任）

職名	氏名	住所
理事	西林武仁	伊都郡かつらぎ町大字大谷1082番地
理事	清瀧武志	紀の川市花野205番地
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	岸本勇	伊都郡かつらぎ町東浜田666番地の2
理事	田中一旭	紀の川市遠方424番地2
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
理事	秋月利昭	和歌山市太田3丁目6番19号
理事	石井清	和歌山市手平出島39番地
理事	前田忠雄	和歌山市弘西413番地の5
理事	松本三郎	和歌山市松江東1丁目4番6号
監事	林秀行	紀の川市古和田256番地
監事	神崎博文	紀の川市竹房202番地
監事	阿部英之	和歌山市布施屋497番地
監事	的場宏和	和歌山市直川1848番地

## 2 就任した役員（平成25年5月15日就任）

職名	氏名	住所
理事	西林武仁	伊都郡かつらぎ町大字大谷1082番地
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	北浦健次	伊都郡かつらぎ町大字兄井178番地
理事	蓬臺雅吾	紀の川市杉原915番地
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
理事	石井清	和歌山市手平出島39番地
理事	前田忠雄	和歌山市弘西413番地の5
理事	松本三郎	和歌山市松江東1丁目4番6号
監事	林秀行	紀の川市古和田256番地
監事	田中一好	紀の川市遠方189番地
監事	井口博行	和歌山市上三毛1023番地
監事	島本幸治	和歌山市狐島493番地

## 和歌山県告示第701号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木

材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6001			平成 25. 5. 17	田辺市朝日ヶ丘17-1-2 06	アオイテクノ 代表者 清水司	木材	西牟婁郡上富田町生馬 小房3290番地
6002			平成 25. 5. 17	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6	志波木材 志波秀夫	木材	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6

和歌山県告示第702号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登 録 者 の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変 更 年月日
那賀広域森林組合	主たる事務所の所在地	和歌山県紀の川市打田1398	和歌山県紀の川市粉河412	平成 25. 5. 20

和歌山県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字下湯川字福井476番4地先から同町大字下湯川字福井463番5地先まで	旧	6.15 } 7.70	203.40	

和歌山県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町鎌滝字日裏10番1地先から同町鎌滝字日裏11番1地先まで	旧	7.08 } 12.70	79.07	
同上	新	12.19 } 26.49	76.45	

## 和歌山県告示第705号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町鎌滝字日裏10番1地先から同町鎌滝字日裏11番1地先まで

供用開始の期日 平成25年6月11日

## 和歌山県告示第706号

海南都市計画道路事業の事業計画については、平成25年5月29日付け国近整計管和都業第5-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業 3・4・105号日方大野中藤白線

## 2 施行者の名称 和歌山県

## 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

## 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第707号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定に基づき、洪水予報を行う河川を次のように指定するとともに、同法第14条第1項の規定により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県有田振興局建設部において公表する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 洪水予報河川の名称

二級河川有田川水系有田川

2 洪水予報河川の区間

(1) 左岸

和歌山県有田郡有田川町大字東大谷855地先から海まで

(2) 右岸

和歌山県有田郡有田川町大字二川502地先から海まで

3 基準地点

金屋水位観測所及び粟生水位観測所

---

**和歌山県告示第708号**

水防法(昭和24年法律第193号)第11条第1項の規定に基づき、洪水予報を行う河川を次のように指定するとともに、同法第14条第1項の規定により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県日高振興局建設部において公表する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 洪水予報河川の名称

二級河川日高川水系日高川

2 洪水予報河川の区間

(1) 左岸

和歌山県日高郡日高川町初湯川1906番地先から海まで

(2) 右岸

和歌山県日高郡日高川町初湯川1869番地先から海まで

3 基準地点

川辺水位観測所、高津尾水位観測所及び川原河水位観測所

---

**和歌山県告示第709号**

水防法(昭和24年法律第193号)第11条第1項の規定に基づき、洪水予報を行う河川を次のように指定するとともに、同法第14条第1項の規定により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県西牟婁振興局建設部において公表する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 洪水予報河川の名称

一級河川新宮川水系熊野川

2 洪水予報河川の区間

(1) 左岸

和歌山県田辺市本宮町切畑463地先から同市本宮町小津荷175地先まで

(2) 右岸

和歌山県田辺市本宮町伏拝1052地先から同市本宮町小津荷213地先まで

3 基準地点

本宮水位観測所

## 和歌山県告示第710号

水防法(昭和24年法律第193号)第11条第1項の規定に基づき、洪水予報を行う河川を次のように指定するとともに、同法第14条第1項の規定により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県東牟婁振興局新宮建設部において公表する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 洪水予報河川の名称

一級河川新宮川水系熊野川

## 2 洪水予報河川の区間

## (1) 左岸

和歌山県新宮市熊野川町西敷屋1265地先から同市熊野川町宮井525地先まで

## (2) 右岸

和歌山県新宮市熊野川町東敷屋119地先から同市熊野川町田長26地先まで

## 3 基準地点

日足水位観測所

## 和歌山県告示第711号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により二級河川那智川水系那智川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、同条第3項の規定によりその浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県東牟婁振興局新宮建設部において公表する。

平成25年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 教育委員会告示

## 和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により、平成25年5月30日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成25年6月11日

和歌山県教育委員会委員長 山下郁夫

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
美術工芸品 (工芸品)	神輿 1基 明和四丁亥歳二月 神 輿師栗嶋作右衛門等の銘 がある	和歌山市和歌浦中三丁目4- 26	宗教法人玉津島神 社	和歌山市和歌浦中三 丁目4-26
美術工芸品 (彫刻)	木造五劫思惟阿弥陀如来 坐像 1軀	日高郡日高川町鐘巻1738	宗教法人道成寺	日高郡日高川町鐘巻1 738
美術工芸品 (考古資料)	岩内1号墳・3号墳出土遺 物 1号墳 銀装大刀 1点 鏝座金具 3式	御坊市塩屋町南塩屋1123番 地(御坊市歴史民俗資料 館)	御坊市	御坊市菌350番地

	漆塗木棺片 1式 鉄釘 1式 須恵器杯身 2点 須恵器長頸壺 1点 土師器皿 1点 土師器碗 1点 3号墳 仿製振文鏡 1点 巴形銅器 1点 銅釧 3点 鉄釧 2点 鉄製直刀 2点 鉄剣 5点 鉄槍 1点 鉄鏃 66点 鉄斧 4点 鉄製鉦 7点 鉄製鎌 10点 鉄製手鎌 5点 鉄製鋏 4点 鉄製刀子 10点 鉄製錐 4点 鉄製針 5点 用途不明鉄器 5点 竹堅櫛 36点 碧玉勾玉 1点 滑石勾玉 26点 滑石管玉 15点 ガラス小玉 320点 滑石小玉 130点 木棺片 1点			
美術工芸品 (考古資料)	熊野阿須賀神社境内出土品 御正体 191点 (銅製懸仏179点 銅板3点 銅製鏡像6点 銅製懸仏用鑲座1対 銅製懸仏取付扁額2点) 銅鏡 2点 一字一石経 136点 銅銭 7点 土師器皿 1点 建物金具 6点	新宮市阿須賀一丁目2番の2 (新宮市立歴史民俗資料館)	宗教法人阿須賀神社	新宮市阿須賀一丁目2番25号

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により、平成25年5月30日木造仏手を和歌山県指定文化財に指定したので、昭和53年和歌山県教育委員会告示第9号(和歌山県指定文化財の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年6月11日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

本則の表中 「

彫刻	木造釈迦如来座像及び 両脇侍立像	3 軀	日高郡川辺町鐘巻	同左 道成寺
----	---------------------	-----	----------	-----------

」

を 「

彫刻	木造釈迦如来坐像及び 両脇侍立像 附 木造仏手	3 軀 1 対	日高郡日高川町鐘巻1738	同左 道成寺
----	-------------------------------	------------	---------------	-----------

」 に改める。

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第57号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年6月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第1項の表中 「

医療法人 堀口整形外科病院	和歌山市本町五丁目35番地
------------------	---------------

」 を 「

医療法 堀
----------

」

人やすだ  
口記念病院 「

和歌山市湊本町三丁目4番地1
----------------

」 に、 「

医療法人 藤民病院 医療法人匡慈会 中谷医科歯科病院
-------------------------------------

」

和歌山市塩屋三丁目6番2号  
和歌山市屋形町一丁目11番地 を 「

医療法人 藤民病院	和歌山市塩屋三丁目6番2号
--------------	---------------

」

に、 「

医療法人スミヤ 角谷整形外科病院 医療法人英邦会 石本胃腸肛門病院	和歌山市吉田337番地 和歌山市田中町三丁目1番地
--	------------------------------

」

を 「

医療法人スミヤ 角谷整形外科病院	和歌山市吉田337番地
---------------------	-------------

」 に、 「

海南市
-----

」

民病院 「

海南市日方1272番地の3
---------------

」 を 「

海南医療センター	海南市日方
----------	-------

」

1522番地1 「

--

」 に改める。

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第58号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年6月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

表中 「 田辺市中辺路町水上69番地の1 | 田辺市澤・水上集会所

」を 「 田辺市中辺路町水上69番地1 | 田辺市澤・水上集会所  
田辺市中辺路町川合1451番地 | 田辺市二川体育館

」に、 「 新宮市木ノ川423番地 | 新宮市木ノ川会館

」を 「 新宮市木ノ川423番地 | 新宮市木ノ川会館  
新宮市徐福二丁目7150番地の1 | 蓬莱体育館  
新宮市南桧杖210番地の3 | 新宮市南桧杖会館

」に、 「 伊都郡九度山町大字入郷23番地の1 | 九度山町コミュニティ消防センター

」を 「 伊都郡九度山町大字入郷23番地の1 | 入郷コミュニティ消防センター  
伊都郡九度山町大字下古沢243番地の2 | 下古沢コミュニティ消防センター

」に、 「 東牟婁郡串本町津荷375番地, 375番地の1, 376番地 | 津荷集会所

」を 「 東牟婁郡串本町津荷375番地, 375番地の1, 376番地 | 津荷集会所  
東牟婁郡串本町串本1049番地6, 1049番地7 | 三区会館  
東牟婁郡串本町鬮野川1445番地2 | 橋杭集会所  
東牟婁郡串本町出雲1024番地3 | 出雲集会所  
東牟婁郡串本町檜野852番地 | 檜野集会所  
東牟婁郡串本町古座348番地 | 古座集会所  
東牟婁郡串本町佐部320番地 | 佐部集会所  
東牟婁郡串本町姫27番地 | 旧養春小学校

に改める。